

『朝日大学一般教育紀要』 規程

1 (名称と目的)

- (1) 本紀要は朝日大学教養教育委員会研究成果専門部会の刊行する学術誌であり、その和文名称を『朝日大学一般教育紀要』、欧文名称を“Journal of Liberal Arts and Science, Asahi University”と称する。
- (2) 本紀要は、朝日大学教養教育委員会規程第2条で定義する教養科目を担当する専任教員（以下「教養科目担当専任教員」という）の研究活動を促進し、その研究成果を公表することにより学界、社会に貢献することをその刊行目的とする。

2 (投稿資格)

- (1) 本紀要への投稿資格を有する者は、教養科目担当専任教員とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、前項に該当しない者から投稿の希望があった場合、研究成果専門部会において審議の上、その掲載を許可することがある。

3 (投稿論文)

- (1) 本紀要に投稿する論文は、原則として印刷物（電子版を含む）として未発表のものとし、独創的であって価値ある内容であるものとする。
- (2) 本紀要への投稿編数は、本紀要の各号の刊行にあたり、同一人につき、単独研究は1編、共同研究は2編までを原則とする。
- (3) 論文原稿の形式、提出期日、校正期日、抜き刷り部数等については、別に定める投稿要項によるものとする。

4 (論文の受理と審査)

- (1) 本紀要に投稿を希望する者は、定められた期日までに定められた形式で、研究成果専門部会まで論文原稿を提出する。提出する原稿は、完成原稿でなければならない。
- (2) 研究成果専門部会は受理した論文原稿について、その掲載の可否を審査する。

5 (原稿料)

掲載論文に対して原稿料は支払わない。また、論文投稿に際して投稿料は徴収しない。

6（著作権）

- (1) 本紀要に掲載された論文の著作権は、朝日大学教養教育委員会に帰属する。これは、電子的手段で公表された場合も同様である。
- (2) 朝日大学教養教育委員会は、本紀要に掲載された論文を、本委員会が承認する情報提供サービスにより公開することができるものとする。

7（附則）

本規程は、2011年6月29日より施行する。